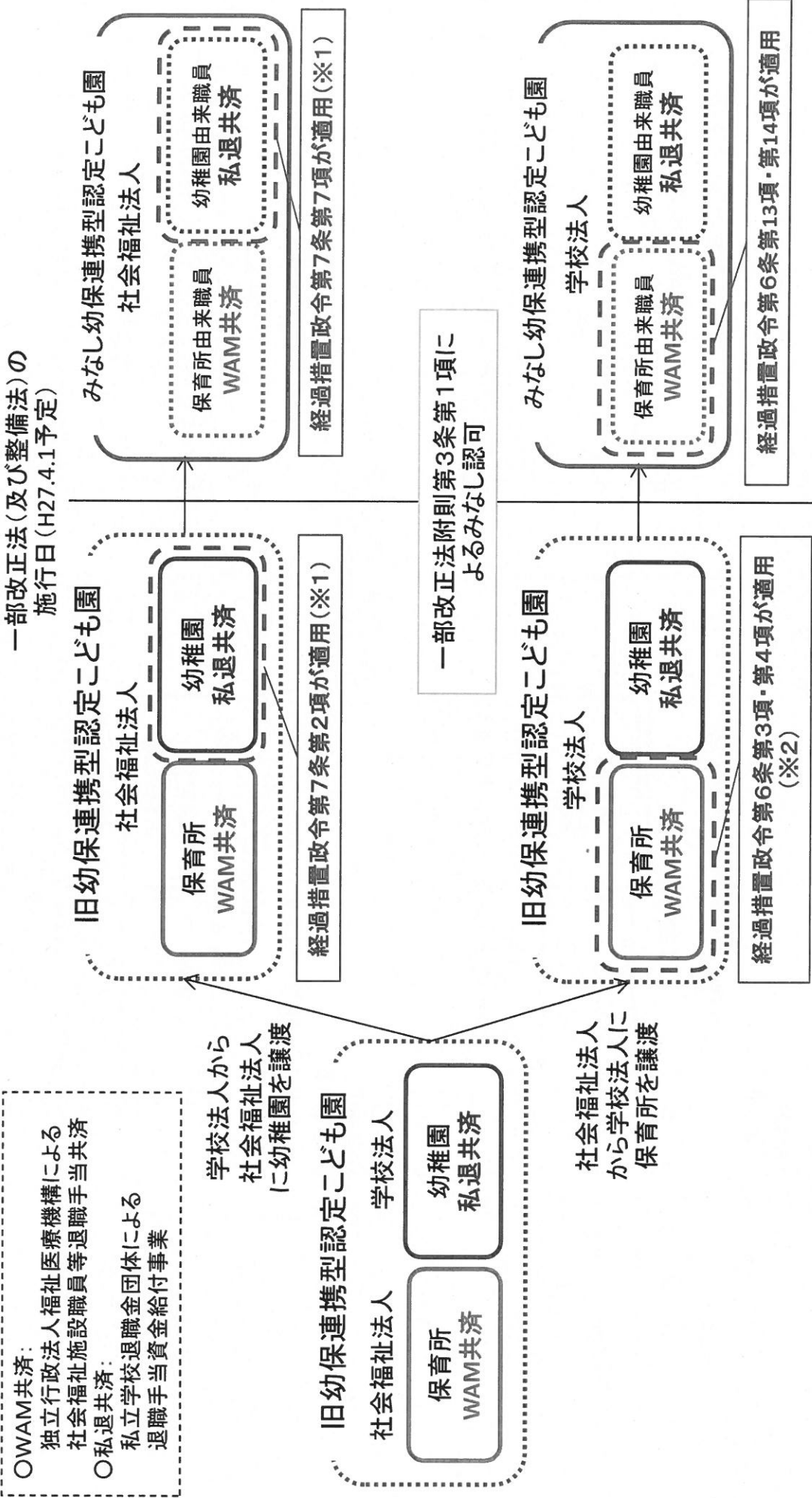


【参考資料3】

経過措置政令の対象となるケース

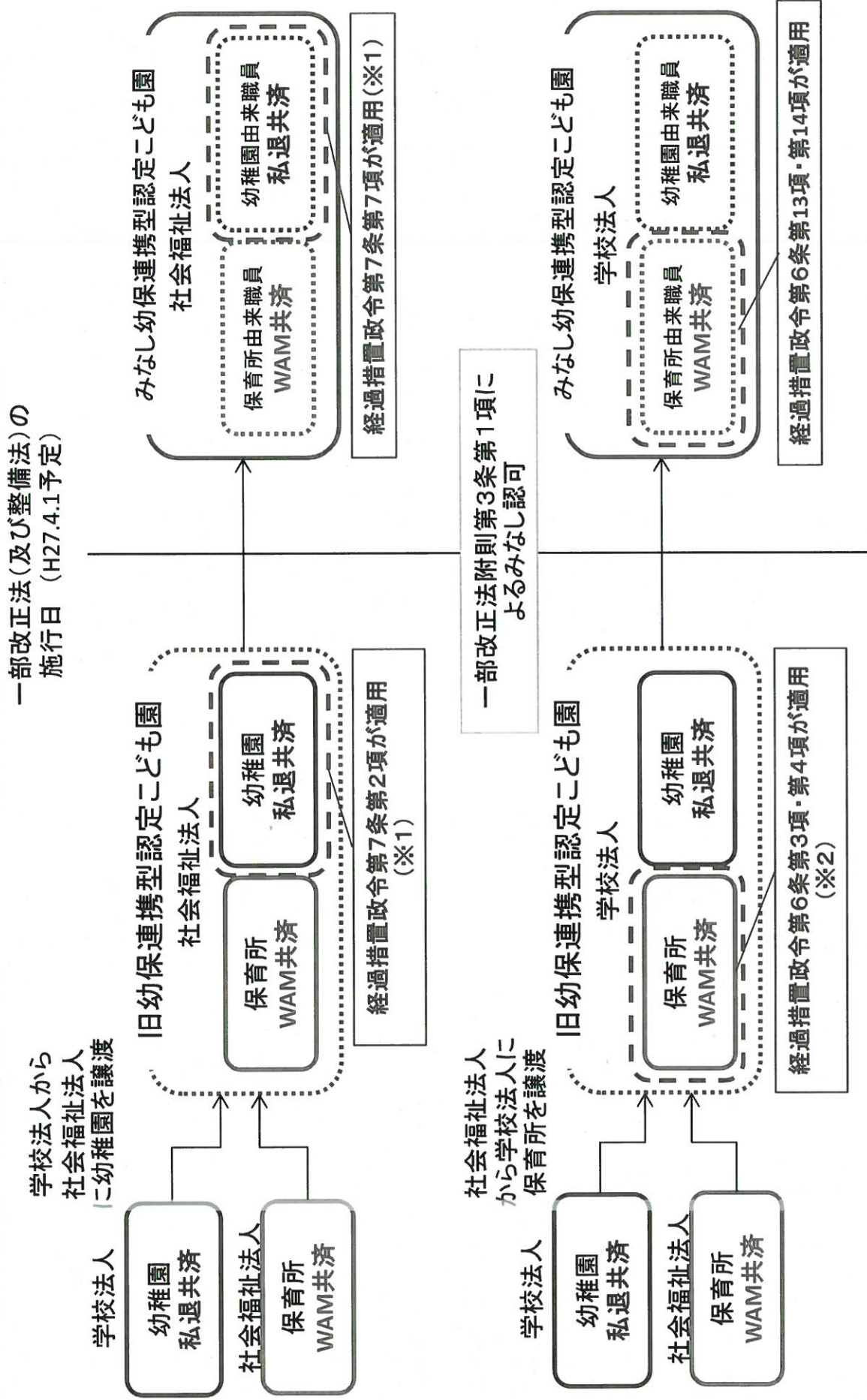
① 経過措置政令の公布の際現に設置されている幼稚園及び保育所から構成される旧幼保連携型認定こども園であって、施行日の前日までに事業譲渡を行い、みなし認可を受けけるケース



※1: 社会福祉法人に使用されることとなった日の前日まで学校法人に使用され、幼稚園・みなし幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者に限る(上記の図では幼稚園が対象となっているが、給付事業の対象となっている保育所も対象となる)。なお、給付事業を継続せずに、幼稚園・みなし幼保連携型認定こども園をWAM共済の共済契約対象施設等とすることも可能(ただし、教職員の在職期間の通算は不可)。

※2: 学校法人が保育所の経営を開始する日の前日においてWAM共済の対象であって、当該経営を開始する日にWAM共済の申込みを行うことが必要(上記の図では保育所が対象となっているが、WAM共済の申出施設等となっている幼稚園も対象となる。)

②経過措置政令の公布の際現に設置されている幼稚園又は保育所であって、施行日の前日までに事業譲渡を行い、旧幼児保連携型認定こども園の認定を受け、みなし認可を受け、みなし認可を受けるケース

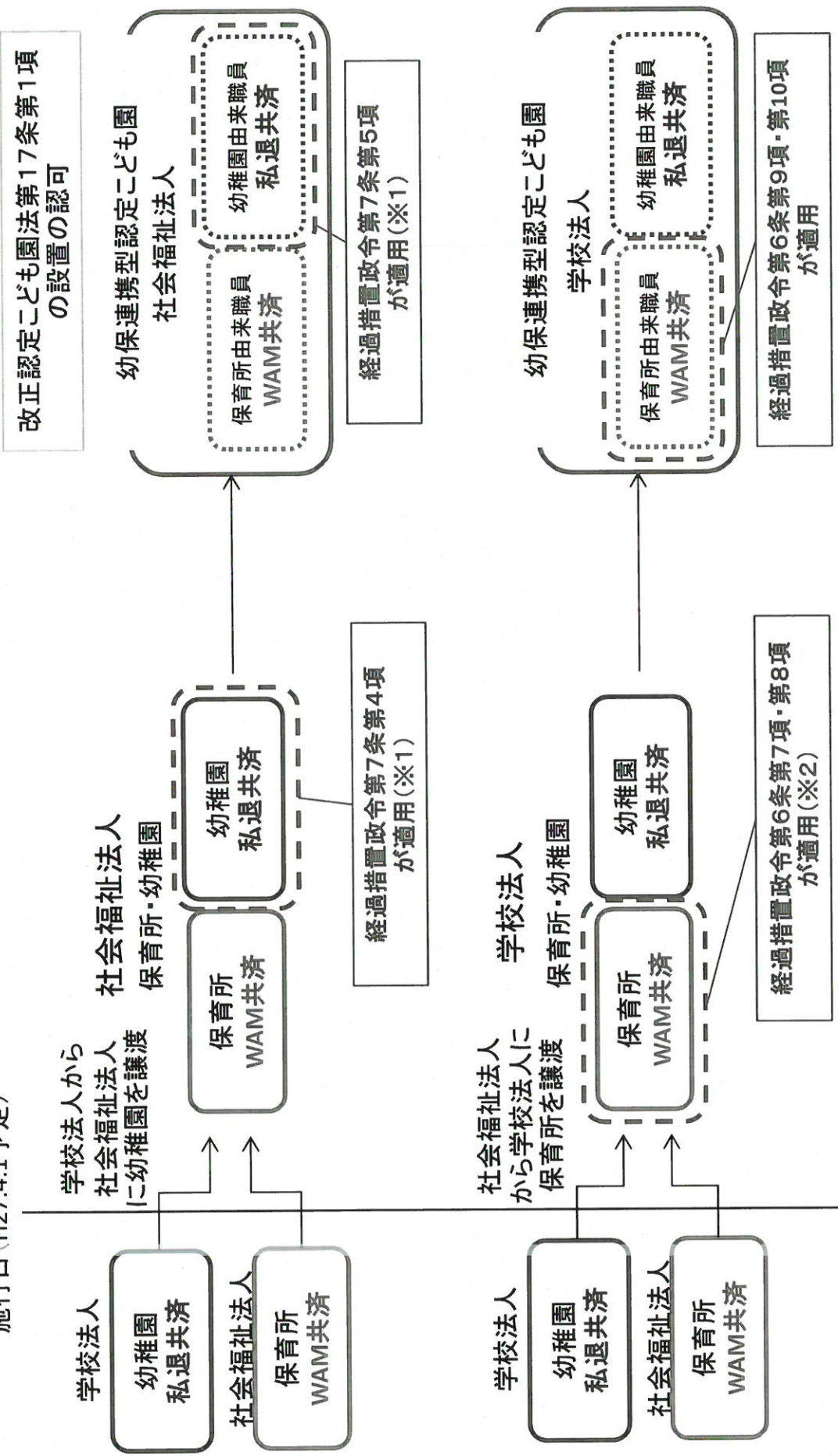


※1: 社会福祉法人に使用されることとなった日の前日までに学校法人に使用され、幼稚園・みなし幼児保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者に限る(上記の図では幼稚園が対象となっているが、給付事業の対象となっている保育所も対象となる)。なお、給付事業を継続せずに、幼稚園・みなし幼児保連携型認定こども園をWAM共済の共済契約対象施設等とすることも可能(ただし、教職員の在職期間の通算は不可)。

※2: 学校法人が保育所の経営を開始する日の前日においてWAM共済の対象であって、当該経営を開始する日にWAM共済の申込みを行うことが必要(上記の図では保育所が対象となっているが、WAM共済の申出施設等となっている幼稚園も対象となる。)

④ 経過措置政令の公布の際現に設置されている幼稚園又は保育所であって、施行日以後、事業譲渡を行い、当該幼稚園又は保育所を運営した後、新幼保連携型認定こども園の認可を受けるケース

一部改正法(及び整備法)の
施行日(H27.4.1予定)



改正認定こども園法第17条第1項
の設置の認可

経過措置政令第7条第5項
が適用(※1)

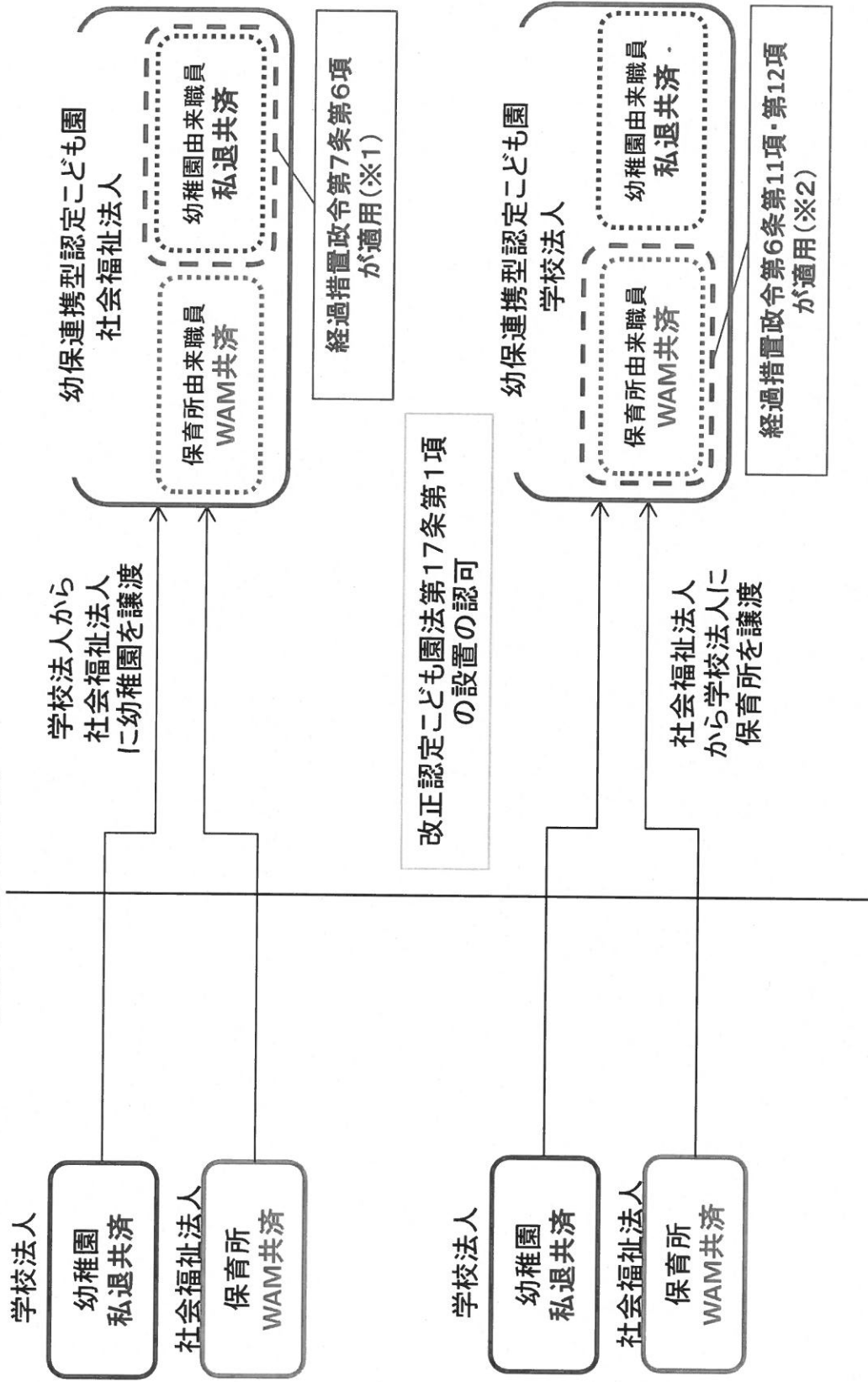
経過措置政令第6条第9項・第10項
が適用

経過措置政令第6条第7項・第8項
が適用(※2)

※1: 社会福祉法人に使用されなくなった日の前日まで学校法人に使用され、幼稚園・幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者に限る(上記の図では幼稚園が対象となっているが、給付事業の対象となる)。なお、給付事業を継続せずに、幼稚園・幼保連携型認定こども園をWAM共済の共済契約対象施設等とすることを可能(ただし、教職員の在職期間の通算は不可)。
 ※2: 施行日の前日から学校法人が保育所の経営を開始する日の前日までの間、WAM共済の対象であり、当該経営を開始する日にWAM共済の申込みを行うことが必要(上記の図では保育所が対象となっているが、WAM共済の申出施設等となっている幼稚園も対象となる。)

⑤ 経過措置政令の公布の際現に設置されている幼稚園又は保育所は、施行日以後、事業譲渡を行い、新幼児連携型認定こども園の認可を受けるケース

一部改正法(及び整備法)の
施行日(H27.4.1予定)



※1: 社会福祉法人に使用されることとなった日の前日まで学校法人に使用され、幼児連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者に限る(上記の図では幼稚園が対象となっているが、給付事業の対象となる)。なお、給付事業を継続せずに、幼児連携型認定こども園をWAM共済の共済契約対象施設等とすることも可能(ただし、教職員の在職期間の通算は不可)。

※2: 施行日の前日から学校法人が幼児連携型認定こども園の経営を開始する日の前日までの間、保育所がWAM共済の対象であって、幼児連携型認定こども園の経営を開始する日にWAM共済の申込みを行うことが必要(上記の図では保育所が対象となっているが、WAM共済の申出施設等となっている幼稚園も対象となる。)

